

電子提供措置の開始日 2023年5月25日

第223回定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

内部統制システムの整備に関する基本方針
および運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第223期 (2022年4月1日～2023年3月31日)

東京瓦斯株式会社

内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議の内容（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）の概要、およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりいたしました。

東京ガス株式会社（以下、「当社」という。）は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、それぞれの自律性を尊重するとともに、全体最適の追求を共通の理念とすることにより、その永続的な発展を志向する。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、執行役は当社グループにおける内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基盤として「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② コンプライアンス活動の方針および体制を定め、継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。
- ③ 内部通報・相談窓口を当社グループ内外に設置するとともに、運用状況等を監査委員会に報告する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ④ 当社グループの内部統制に関する諸規則等を管理する組織を設置し、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
- ⑤ 当社グループの内部監査を分掌する部門（以下、「内部監査部門」という。）を設置し、業務執行の状況を効率的・効果的に監査する。内部監査部門は、監査結果を監査委員会および被監査子会社の取締役等に報告する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する方針および体制を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ インサイダー取引防止および情報開示に関する方針および体制を定め、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
- ⑧ 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に定め、適切な対応を図る。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 執行役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理方針」に従い、執行役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築・運用する。また、経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに執行役および監査委員に報告する体制とする。
- ② 災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および重要な子会社の中長期経営計画・単年度経営計画の策定・進捗その他「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に定期的に報告する。
- ② 経営に係る重要な事項について、執行役の合理的な意思決定を支援する会議体を設置し、必要に応じて多面的な検討を行う。また、当該会議体の諮問機関を設置し、投資・出資・融資に関する案件その他の重要な事項について、専門的な観点から答申を行う。
- ③ 業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理に関する方針および体制を定め、子会社の取締役等に内部統制システムの整備に関する基本方針の決定、その構築・運用を求めるとともに、子会社の株主総会付議事項の承認、その他の重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置する。当該使用人等が監査委員会の指揮命令下で当該補助業務を円滑に行うことができる環境を整備する。
- ② 当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行う。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告する。また、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 監査委員会の選定する監査委員が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要な情報を入手できることを保証する。
- ③ 監査委員が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。
- ④ 監査委員会が、内部監査部門、会計監査人および子会社の取締役等と連携することを含め、監査活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。
- ⑤ 監査委員会からの求めがある場合、執行役社長は調査を実施し、その結果を監査委員会に報告する。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の内部通報・相談窓口として「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」をグループ内外に設置し、イントラネット等を通じて同窓口および内部通報者に対する不利益な扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

内部監査部門である監査部は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、当社各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行うとともに、監査結果は監査委員会および被監査子会社の取締役等に適宜報告しております。

代表執行役社長は「財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する規則」を定め、適正かつ適切な内部統制の整備・運用に努めるとともに、評価結果について会計監査人の監査を受け、財務報告の信頼性を確保しております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な業務執行の決定またはその監督に係る決裁文書や議事録等については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」等を定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧できる状態としております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク統制規則」に具体的なリスク統制プロセスを定め、毎年、当社および子会社の事業に重要な影響を及ぼすリスクの見直しを行うとともに、リスク管理委員会およびリスク管理部門において管理状況の把握や対応策の検討を行っております。

大規模な災害・事故等の不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、2件の対応を行いました。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および重要な子会社の経営計画の策定・進捗状況その他の事項等について、取締役会に対して定期的に報告を行っております。また、経営に係る重要な事項について、執行役および役付執行役員で構成される「経営会議」を設置し、定期的に審議等を行っております。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

執行役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項等の報告を受け、または事前承認を行っております。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

監査委員会の職務を補助する専任組織として監査委員会室を設置し、4名を配置するとともに、補助業務を円滑に行うことができる環境を整備しております。また、当該使用人等の人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行っております。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告しております。

監査委員会の選定する監査委員に対し、経営会議、経営倫理委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席し適法性等の観点から意見を述べる機会、および重要な情報を入手できる機会を確保しております。

監査委員会と監査部、会計監査人および子会社取締役等との連携を含め、監査委員会の監査活動が実効的に実施できるよう必要な措置を講じております。当期、監査部は17回、会計監査人は15回、子会社監査役は13回、監査委員会または常勤の監査委員と情報・意見交換をしております。

連結株主資本等変動計算書

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	141,844	846	1,051,600	△3,524	1,190,766
会計方針の変更による累積的影響額			24,584		24,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,844	846	1,076,184	△3,524	1,215,350
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△29,485		△29,485
利益剰余金から資本剰余金への振替		821	△821		-
親会社株主に帰属する当期純利益			280,916		280,916
自己株式の取得				△16,031	△16,031
自己株式の処分				12	12
自己株式の消却			△15,885	15,885	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,668			△1,668
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	/	/	/
当 期 変 動 額 合 計	-	△846	234,724	△134	233,743
当 期 末 残 高	141,844	-	1,310,908	△3,658	1,449,094

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合		
当 期 首 残 高	18,866	△11,904	32,545	△3,076	36,430	29,368	1,256,566
会計方針の変更による累積的影響額							24,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,866	△11,904	32,545	△3,076	36,430	29,368	1,281,150
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	/	/	/	/	/	/	△29,485
利益剰余金から資本剰余金への振替	/	/	/	/	/	/	-
親会社株主に帰属する当期純利益	/	/	/	/	/	/	280,916
自己株式の取得	/	/	/	/	/	/	△16,031
自己株式の処分	/	/	/	/	/	/	12
自己株式の消却	/	/	/	/	/	/	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	/	/	/	/	/	/	△1,668
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,088	2,278	53,681	4,830	72,879	1,528	74,407
当 期 変 動 額 合 計	12,088	2,278	53,681	4,830	72,879	1,528	308,151
当 期 末 残 高	30,954	△9,626	86,226	1,754	109,309	30,896	1,589,301

連結注記表

東京瓦斯株式会社

2022年 4月 1日から

2023年 3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 102社

主要な連結子会社の名称 Tokyo Gas America Ltd.、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、TG Natural Resources LLC、TG Aktina Holdings LLC、Tokyo Gas United Kingdom Ltd.、TOKYO GAS ASIA PTE.LTD.、東京ガス不動産㈱、東京ガスネットワーク㈱、東京ガスエンジニアリングソリューションズ㈱、

Tokyo Gas International Holdings B.V.、㈱扇島パワー、長野都市ガス㈱、プロミネットパワー㈱、東京エルエヌジータンカー㈱、㈱キャプティ、東京ガスケミカル㈱、東京ガスリース㈱、東京ガスiネット㈱、ティージープラス㈱、㈱ニジオ、ティージーグローバルトレーディング㈱、群馬安中太陽光発電(同)、市原八幡埠頭バイオマス発電(同)及び伏木万葉埠頭バイオマス発電(同)

なお、東京ガスエネルギー㈱については、所有株式の全てを売却したため、連結子会社でなくなりました。

(2) 非連結子会社の数等

非連結子会社の数 7社

主要な非連結子会社の名称 晴海エコエネルギー㈱、桃郷ソーラー(同)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 15社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA BERHAD、Birdsboro Power Holdings II, LLC、芝パーク特定目的会社、Bajio Generating VOF

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給㈱

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券については、次のとおりです。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっています。

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、時価法によってい

ます（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）。

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっています。

②デリバティブの評価は、時価法によっています。

③棚卸資産（商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品）の評価は、主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

②無形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しています。

また、探鉱・開発において資産として認識された支出については、主として生産高比例法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②役員株式給付引当金は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が役員等に付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、当期末において、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しています。

③ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しています。

④保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しています。

⑤器具保証契約損失引当金は、販売器具のメンテナンス保証契約履行に伴い、発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見積額を計上しています。

⑥ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①商品及び製品の販売に係る収益

商品及び製品の販売については、主に都市ガス、液化天然ガス（LNG）及び電気の販売、並びにエネルギーサービスにおけるエネルギー（ガス、電気、蒸気等）の販売であり、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、契約期間にわたり供給義務が発生する場合は供給の都度、又は、一時点において商品及び製品の引渡しが行われる場合は引渡時に、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

電力販売における再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第三者のために回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から

当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しています。

なお、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

② サービス提供等に係る収益

ガス機器等に関連した、メンテナンス・保守を含むサービス提供等については、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。ガス導管網における都市ガスの託送サービスの提供においては、契約期間にわたり託送義務が発生し、託送の都度、履行義務が充足されますが、ガス事業会計規則に基づき検針日基準により収益を計上しています。

製品又は商品の販売とサービス提供等を組み合わせた取引については、財又はサービスを顧客に移転する約束のそれぞれについて別個の履行義務として識別し、主に観察可能な独立販売価格の比率でそれぞれの履行義務に取引価格を配分しています。

なお、対価は通常、契約条件に従って履行義務の充足前に前受けする形で受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

③ 工事契約等に係る収益

ガス器具、ガス工事等の建設請負工事においては、工期の長い契約については進捗度を見積もり、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を計上し、工期の短い契約については「収益認識に関する会計基準の適用指針（第95項）」の代替的な取扱いに基づき、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しています。

なお、対価は通常、契約上のマイルストーン等により概ね履行義務の充足の進捗に応じて又は顧客との契約に基づき前受けの形式により受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① のれんの償却の方法及び期間

発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っています。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しています。

数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっています。

4. 会計方針の変更に関する注記

(都市ガスの販売における収益認識基準の変更)

都市ガスの販売においては、契約期間にわたり供給すべき契約上の義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されますが、当社は従来、「ガス事業会計規則」（昭和29年通商産業省令第15号）に基づき検針日基準により収益を計上していました。当社においては、2021年10月1日付にて経過措置料金規制が解除となり、2022年4月1日より当社のガス導管事業等を当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社に承継させる吸収分割を行ったことにより、当社はガス事業会計規則に定める一般ガス導管事業者には該当しなくなりました。そのため、当連結会計年度より、都市ガスの販売に関して、期末時点で充足される履行義務を合理的に見積ることににより、引渡基準により収益を認識する方法に変更しています。

当該会計方針の変更が遡及適用されたことによる累積的影響額は、当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は24,584百万円増加しています。

5. 表示方法の変更に関する注記

(「ガス事業会計規則」から「会社計算規則」に基づく連結計算書類への変更)

「4. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、2022年4月1日より、当社はガス事業会計規則に定める一般ガス導管事業者には該当しなくなりました。これに伴い、当社の連結計算書類は前連結会計年度まで「会社計算規則」及び「ガス事業会計規則」に基づいて作成していましたが、当連結会計年度より「会社計算規則」により作成しています。主な変更内容は以下のとおりです。

(1) 連結貸借対照表関係

①前連結会計年度は固定性配列法を採用していましたが、当連結会計年度より流動性配列法を採用しています。

②前連結会計年度は「有形固定資産」を機能別に区分掲記していましたが、当連結会計年度より「有形固定資産」を形態別に区分掲記しています。

(2) 連結損益計算書関係

①前連結会計年度は「供給販売費及び一般管理費」と表示していましたが、当連結会計年度では「販売費及び一般管理費」と表示しています。

②前連結会計年度において、「供給販売費及び一般管理費」に含めて表示していたガスの供給に係る費用は、当連結会計年度では「売上原価」に含めて表示しています。

③前連結会計年度は、ガス事業に付随して生じた営業上の雑費用及び附帯事業に関連する費用は「売上原価」に含めて表示していましたが、当連結会計年度では、その内容に応じて、「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に含めて表示しています。

(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法の変更)

当社グループでは、従来、「その他流動資産」及び「その他流動負債」並びに「その他投資」及び「その他固定負債」に計上しているデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債は、連結貸借対照表上は総額で表示していましたが、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日)に定める要件を満たす金融資産と金融負債については、当社グループの財政状態をより適切に表示するため、当連結会計年度から、それぞれ相殺して表示する方法へ変更しています。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

主要な財又はサービスに分解した分析は、次のとおりです。

2022年4月1日よりホールディングス型グループ体制に移行したことに伴い、2021年度まで、「ガス」、「電力」、「海外」、「エネルギー関連」及び「不動産」の5つの事業を報告セグメントとしてきましたが、2022年度より、「エネルギー・ソリューション」、「ネットワーク」、「海外」、「都市ビジネス」の4つの事業を報告セグメントとすることとなりました。

(単位：百万円)

報告セグメント	主要な財・サービス	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高	備考
エネルギー・ソリューション	都市ガス(販売)	1,541,978	—	1,541,978	(注2)
	電力	848,421	—	848,421	(注2)
	エンジニアリングソリューション	208,943	31	208,974	(注1) (注2)
	LNG販売・トレーディング等	221,676	36,531	258,208	(注2)
	ガス器具等	95,352	—	95,352	
	リース	—	6,066	6,066	
	その他	23,253	—	23,253	船舶事業等
	小計	2,939,625	42,628	2,982,254	
ネットワーク	都市ガス(導管)・ガス工事等	128,822	—	128,822	(注2)
海外	—	142,164	—	142,164	
都市ビジネス	—	8,000	28,392	36,392	その他の収益は主に不動産賃貸収益
計		3,218,613	71,020	3,289,634	

(注1) 「エネルギー・ソリューション」の「エンジニアリングソリューション」のその他の収益は、外部企業からの配当金です。

(注2) 顧客との契約から生じる収益については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、顧客へのガス料金・電力料金から値引きを行ったうえで、電気・ガス価格激変緩和対策事務局への補助金概算払申請を行い受領した補助金又は受領する見込みの補助金が含まれています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	1,850	1,368
売掛金	337,021	414,134
	338,871	415,502
契約資産	1,917	4,512
契約負債	23,521	30,063

(注1)「4. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、期首残高の「売掛金」については、遡及適用後の数値となっています。

契約資産は、当社及び連結子会社において、ガス器具・ガス工事等の建設請負工事における履行義務の充足に伴い収益を認識したが、期末日時点で未請求のサービスに係る対価に関するものです。契約資産は、工事完了に伴い対価に関する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。

契約負債は、当社及び連結子会社において、主にガス器具・ガス工事等の建設請負工事および機器メンテナンス契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するもの、並びにガス・電気等の購入金額に応じたポイントに関するものです。契約負債は、建設請負工事の完了および機器メンテナンスの完了に伴い履行義務が充足されること、及び付与したポイントについては将来のサービスとの交換により取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は12,381百万円です。当連結会計年度における契約負債の残高の重要な変動の要因は、ガス器具・ガス工事等の建設請負工事に係る前受金の増加です。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

履行義務の種類	当連結会計年度	予想される充足見込み時期に関する説明
LNG販売	823,742	1年以内に約20%が充足し、1年超5年以内に約60%が充足する見込みです。
ガス器具・ガス工事等の建設請負工事	58,077	概ね1年以内に充足する見込みです。
ガス機器メンテナンスサービス	6,328	3年で約80%が充足し、10年以内に全て充足する見込みです。
ガス・電気等の購入金額に応じたポイントプログラム	2,413	3年以内に充足する見込みです。

当社及び連結子会社では、ガス・電力・エンジニアリングソリューションの販売において残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しているため、注記の対象に含めていません。

当社及び連結子会社では、ガス器具・ガス工事等の建設請負工事において、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

7. 会計上の見積りに関する注記

(1) 海外子会社における固定資産の減損および投資有価証券の評価

①当期の連結計算書類に計上した金額

419,204百万円（東京ガスアメリカグループ及び東京ガスオーストラリアグループにおける固定資産及び投資有価証券の帳簿価額）

②その他の情報

(イ) 算出方法

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされています。海外子会社における資産のグルーピングは、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してプロジェクト（以下、PJという）の単位で減損の兆候の判定を行っています。そして、減損の兆候が生じている資産又は資産グループについて、回収可能性を検討し、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、回収可能価額まで減損処理をしています。

海外子会社が有する投資有価証券は、関連会社への出資を通して事業参加しており、その多くは市場価格のない株式で、持分法を適用しています。参加時の将来計画と比べて実績が下方に乖離している等、減損の兆候が生じている株式は、将来キャッシュ・フローの見積りに基づく企業価値から投資有価証券を時価評価し、回復可能性があると判断された銘柄を除き、回収可能価額まで減損処理をしています。

(ロ) 主要な仮定

海外事業における減損の兆候が存在するかどうか、また減損損失を認識するかどうかの判定及び正味売却価額、使用価値、公正価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、各PJの経営環境等の外部要因に関する情報や各PJが用いている内部の情報（事業計画、予算等）を使用し、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し見積っています。当該見積りには、売上高に影響する販売量、原油価格、ガス価格、為替レート、埋蔵量予測等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通し（上流資源の開発・生産計画や各種設備投資等含む）を用いています。

また、各PJの適用する割引率については、それぞれの国・地域のリスクフリーレートや類似企業の株式のリスク倍率（ β ）、マーケットリスク等を踏まえ、個別に設定した割引率で将来価値を評価しています。長期の将来キャッシュ・フローは、上記数値を基礎に、それぞれの国・地域のインフレ率の見込み等の仮定をおいて見積っています。

上記のうち、特に重要な仮定は、原油価格、ガス価格、為替レートの将来見通し、及び割引率です。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

当期は、東京ガスアメリカグループにおいて、関連会社への出資について5,381百万円の減損処理をしています。今後の経済情勢の変化によって将来見通しがさらに悪化した場合等、前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額が減少し、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 棚卸資産（原料）の評価

①当期の連結計算書類に計上した金額 115,195百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

原材料及び貯蔵品に含まれる原料については取得価額により計上していません。原料調達契約には一定の期間ごとに価格を改定することが定められているものがありますが、価格改定時期を迎えても価格合意に至らず、売主と暫定的に合意した仮価格で取引したものを取得価額としているものがあります。

(ロ) 主要な仮定

上記のうち、仮価格で取引している原料については、合意価格を見積もることが困難なため、仮価格を最新の合意価格の見積りとして計上しています。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

仮価格で取引している原料調達契約につき価格合意に至った場合には、仮価格との差額が生じる可能性があり、その場合には合意内容に基づいて売上原価および棚卸資産（原材料及び貯蔵品）の計上額に影響が生じることになります。

(3) 退職給付に係る負債の算定

①当期の連結計算書類に計上した金額 64,570百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付に係る負債及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しています。

(ロ) 主要な仮定

退職給付債務の算定に用いる数理計算上の仮定には、割引率、期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。なお、当期末の退職給付に係る負債の算定に用いた主要な数理計算上の仮定は、割引率は主として0.8%、期待運用収益率は主として2.0%です。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌期以降の連結計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

退職給付に係る負債の算定において、主要な仮定の変化が当期末の退職給付に係る負債に与える感応度は以下のとおりです。マイナス(△)は退職給付に係る負債の減少を、プラスは退職給付に係る負債の増加を表しています。感応度分析は主たる計上会社である東京ガス株式会社の退職給付引当金について、分析の対象となる数理計算上の仮定以外のすべての数理計算上の仮定が一定であることを前提としています。

当期末(2023年3月31日)

	数理計算上の仮定の変化	退職給付に係る負債への影響額
割引率	0.1%の減少	+3,262百万円
	0.1%の増加	△3,187百万円
期待運用収益率	0.1%の減少	+244百万円
	0.1%の増加	△244百万円

(4) 都市ガス販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の連結計算書類に計上した金額

売上高 1,541,978百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求が行われる場合、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を合理的な見積りを用いて算出し、売上高に計上しています。

(ロ) 主要な仮定

同種の契約をまとめた上で、使用量および単価を見積っています。

当該使用量の見積りについては、決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積っています。

また、当該単価の見積りについては、決算月の前年同月の契約種別ごとの加重平均単価に、原料費調整単価の前年同月からの変動等を調整して見積っています。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、実績との差異があった場合、翌期の連結計算書類において算定される売上高の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 電力販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の連結計算書類に計上した金額

売上高 848,421百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求が行われる場合、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を合理的な見積りを用いて算出し、売上高に計上しています。

(ロ) 主要な仮定

同種の契約をまとめた上で、使用量および単価を見積っています。

当該使用量の見積りについては、送配電事業者により提供されている日々の使用端等のデータに基づき、当月使用翌月検針の使用量を算出しています。

また、当該単価の見積りについては、決算月の前年同月の契約種別ごとの加重平均単価に、燃料費調整単価の前年同月からの変動等を調整して見積っています。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、実績との差異があった場合、翌期の連結計算書類において算定される売上高の金額に影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

(1) 資産の内容及びその金額

現金及び預金	22,355百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	1,379百万円
有価証券	10百万円
原材料及び貯蔵品	1,694百万円
その他流動資産（注）	31,484百万円
建物及び構築物	7,982百万円
機械装置及び運搬具	74,608百万円
工具、器具及び備品	305百万円
土地	2,233百万円
リース資産	1,303百万円
建設仮勘定	40,043百万円
その他無形固定資産	160,231百万円
投資有価証券	11,903百万円
長期貸付金	25,900百万円
繰延税金資産	2,100百万円
その他投資	24,001百万円

（注）主にデリバティブ取引に係る差入保証金

なお、担保に供している資産のうち一部の資産は、下記の（2）の担保に係る債務以外にデリバティブ取引の担保に供されています。

(2) 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	2,855百万円
その他流動負債	60百万円
長期借入金	124,254百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,514,635百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

27,430百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数 434, 875, 059株

2. 配当に関する事項

(1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

①2022年4月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 15, 392百万円

(ロ) 1株当たり配当額 35円00銭

(ハ) 基準日 2022年3月31日

(ニ) 効力発生日 2022年6月6日

(注) 配当金の総額に、株式交付信託に係る信託口が保有する当社の株式に対する配当金7百万円が含まれています。

②2022年10月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 14, 093百万円

(ロ) 1株当たり配当額 32円50銭

(ハ) 基準日 2022年9月30日

(ニ) 効力発生日 2022年11月29日

(注) 配当金の総額に、株式交付信託に係る信託口が保有する当社の株式に対する配当金7百万円が含まれています。

(2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年4月26日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 14, 093百万円

(ロ) 配当の原資 利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額 32円50銭

(ニ) 基準日 2023年3月31日

(ホ) 効力発生日 2023年6月6日

(注) 配当金の総額に、株式交付信託に係る信託口が保有する当社の株式に対する配当金7百万円が含まれています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に社債発行や銀行借入）しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を短期社債（コマーシャル・ペーパー）の発行等により調達しています。デリバティブは、主に後述するリスクを回避するために行っており、投機目的のための取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券等は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。社債及び借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で59年9ヶ月後です。当社グループは変動金利の借入も行っており、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、為替変動リスク、商品価格及び原料購入価格の変

動リスク並びに金利変動リスクを軽減するため、為替予約、商品スワップ及び金利スワップ等の各デリバティブ取引を実施しています。また、トレーディング事業を営む子会社においては、商品先渡取引及び商品スワップ取引等を実施しています。なお、為替予約、商品スワップ及び金利スワップ等のデリバティブ取引を利用するに当たって、ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、各社ごとの与信管理方針に従い、営業債権について、取引先ごとの残高管理等を定期的に行う体制としています。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、各社ごとの与信管理方針に従い、信用度の高い相手先とのみ取引を行っています。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒されている金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

②市場リスク（商品、為替及び金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。また、当社及び一部の連結子会社は、社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しています。

投資有価証券等については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、当社においては取締役会で承認された「リスク管理方針」に従って個別案件ごとに実施計画を策定し、職責権限の定めによる決裁を経た上で実施しています。実施・管理体制としては、組織内での取引の執行課所と管理課所を分離してチェック機能を働かせています。連結子会社においては、金額（最大リスク額）によって取締役会の決議又は社長の決裁を受けるとともに「子会社管理規則」に基づき当社の事前承認を受けることを義務付けています。デリバティブの利用については、為替予約、商品先渡取引、商品スワップ及び金利スワップの各取引は、市場における価格変動によって発生する市場リスクを有していますが、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定化する効果があるか、又は相場変動を相殺する効果があります。なお、子会社が実施しているトレーディング事業についても、前述のとおり「リスク管理方針」に従って実施計画を策定のうえ、取引の執行箇所と管理課所を分離した実施・管理体制を整備し、チェック機能を働かせています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により入出金予定を管理し、常に安定的な資金繰り運営に努めています。また当社グループは、グループ資金管理にCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）およびGCMS（グローバル・キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、当社がこれを統括しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めていません（(注)2参照）。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	43,619			43,619
資産計	43,619			43,619
デリバティブ取引(*1) 通貨関連 商品関連 金利関連		6,140 (5,699) 2,537	(10,248)	6,140 (15,947) 2,537
デリバティブ取引計		2,978	(10,248)	(7,270)

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券 子会社株式及び 関連会社株式	33,914			33,914	10,977	22,937
資産計	33,914			33,914	10,977	22,937
社債(*2)		(524,060)		(524,060)	(568,976)	44,916
長期借入金(*2)		(673,355)		(673,355)	(667,236)	(6,119)
負債計		(1,197,415)		(1,197,415)	(1,236,212)	38,797

(*1) 負債に計上されているものについては()で示しています。

(*2) 社債、長期借入金には、1年以内に期限到来の固定負債をそれぞれ含めて表示しています。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

(2) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当社グループ社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しています。当社グループの変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（下記(4)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっています。

(4) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価の算定においては、主に取引先金融機関から提示された価格及び割引現在価値等に基づき算定しています。観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、もしくは観察できないインプットを用いて価格を算定してもその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類しています。重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しており、商品先渡取引等がこれに含まれます。市場で観察できないインプットとしては、原油価格見通しがあります。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(3)参照）。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の「投資有価証券」には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2023年3月31日)
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式等(*1)	69,816
その他有価証券 非上場株式等(*1)	135,682
組合出資金等(*2)	18,376

(*1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（開発中の土地を含む。）を有しています。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
175,854	625,017

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

【一株当たり情報に関する注記】

1. 一株当たり純資産額

3,595円60銭

2. 一株当たり当期純利益

646円99銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は、2023年4月26日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりです。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 5,300万株（上限：発行済株式総数に対する割合 12.2%）
- ・株式の取得価額の総額 113,000百万円（上限）
- ・取得する期間 2023年5月8日から2024年3月31日まで

【その他の注記】

1. 東京ガスネットワーク㈱への会社分割（吸収分割）

当社は2022年4月1日に、当社が営む一般ガス導管事業等を会社分割の方法によって、東京ガスネットワーク㈱に承継させました。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

ガス導管事業及びこれに附帯する事業

②企業結合日

2022年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京ガスネットワーク㈱を承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

東京ガスネットワーク㈱

⑤その他取引の概要に関する事項

2015年6月改正のガス事業法に基づき、ガス導管事業の一層の中立性確保のため、特別一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業が禁止されました。

当社は、この法の要請に応えるため、2021年4月1日に当社の100%子会社である東京ガスネットワーク㈱を分割準備会社として設立し、2022年4月1日を効力発生日として当社のガス導管事業等を同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しています。

2. 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。また、執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入することを別途決定しています（以下、両方の株式報酬制度を合わせて「本制度」、取締役、執行役及び執行役員を総称して「役員等」という。）。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各役員等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役員等に対して交付される、信託型の株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間在任する役員等に対して行います。なお、役員等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員等の退任時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末460百万円、223,800株、当連結会計年度末449百万円、218,500株です。

3. 子会社株式の譲渡

当社の豪州子会社であるTokyo Gas Australia Pty Ltdの子会社5社（4プロジェクト）の、米国EIG Global Energy Partners, LLCの子会社MidOcean Energy Holdings Pty Ltdへの譲渡（以下「本件譲渡」という。）については、当初は株式譲渡実行予定日を2023年3月としていましたが、引き続き関係者との協議を継続中であるため、これを延期し、その時期は未定です。

本件譲渡の契約金額は21.5億米ドルですが、今後の豪州政府や関係者の承認状況、その他契約上の条件によって、プロジェクトの一部または全部について売却が実行されない可能性があり、また、実現する売却額と契約金額との間に差異が生じる可能性があります。なお、当連結会計年度を含め、譲渡完了時までに本件譲渡対象から生じる当社に帰属する当期純利益については、売却損益から控除されます（当連結会計年度の譲渡対象の当期純利益は約3億米ドル）。

なお、本件譲渡の影響は、当連結会計年度の連結業績に含んでいません。

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金	固定資産 圧縮積立金	海外投資等 損失準備金	原価変動 調整積立金	別 途 積 立 金	
当期首残高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,556	1,017	141,000	339,000	135,790	657,818
会計方針の変更による累積的影響額									24,584	24,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,556	1,017	141,000	339,000	160,374	682,402
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,339				1,339	
海外投資等損失準備金の取崩						△807			807	
剰余金の配当									△29,485	△29,485
当期純利益									205,171	205,171
自己株式の取得										
自己株式の処分										
自己株式の消却									△15,885	△15,885
会社分割による減少									△5,482	△5,482
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
当期変動額合計	-	-	-	-	△1,339	△807	-	-	156,465	154,318
当期末残高	141,844	2,065	2,065	35,454	4,216	210	141,000	339,000	316,839	836,720

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△3,524	798,203	18,357	△4,612	13,745	811,948
会計方針の変更による累積的影響額		24,584				24,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,524	822,787	18,357	△4,612	13,745	836,532
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩			/	/	/	-
海外投資等損失準備金の取崩			/	/	/	-
剰余金の配当		△29,485	/	/	/	△29,485
当期純利益		205,171	/	/	/	205,171
自己株式の取得	△16,031	△16,031	/	/	/	△16,031
自己株式の処分	12	12	/	/	/	12
自己株式の消却	15,885		/	/	/	-
会社分割による減少		△5,482	/	/	/	△5,482
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	△285	1,332	1,047	1,047
当期変動額合計	△134	154,184	△285	1,332	1,047	155,231
当期末残高	△3,658	976,972	18,072	△3,279	14,792	991,764

個別注記表

東京瓦斯株式会社

2022年 4月 1日から

2023年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については次のとおりです。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっています。その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっています。

② デリバティブの評価は、時価法によっています。

③ 棚卸資産(仕掛品・原材料及び貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10年)に基づく定額法を採用しています。のれんは発生原因に応じて、20年以内での均等償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しています。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

③ 役員株式給付引当金は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が役員等に付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、当期末において、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しています。

④ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しています。

- ⑤保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しています。
 - ⑥器具保証契約損失引当金は、販売器具のメンテナンス保証契約履行に伴い、発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見積額を計上しています。
 - ⑦ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ①商品及び製品の販売に係る収益
商品及び製品の販売については、主に都市ガス、液化天然ガス（LNG）及び電気の販売であり、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、契約期間にわたり供給義務が発生する場合は供給の都度、又は、一時点において商品及び製品の引渡しが行われる場合は引渡時に、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。
電力販売における再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第三者のために回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しています。
 - ②サービス提供等に係る収益
ガス機器等に関連した、メンテナンス・保守を含むサービス提供等については、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(ガス事業における収益認識基準の変更)

都市ガスの販売においては、契約期間にわたり供給すべき契約上の義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されますが、当社は従来、「ガス事業会計規則」（昭和29年通商産業省令第15号）に基づき検針日基準により収益を計上していました。当社においては、2021年10月1日付にて経過措置料金規制が解除となり、2022年4月1日より当社のガス導管事業等を当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社に承継させる吸収分割を行ったことにより、当社はガス事業会計規則に定める一般ガス導管事業者には該当しなくなりました。そのため、当期より、都市ガスの販売に関して、期末時点で充足される履行義務を合理的に見積ることにより、引渡基準により収益を認識する方法に変更しています。

当該会計方針の変更が遡及適用されたことによる累積的影響額は、当期首の利益剰余金に反映しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は24,584百万円増加しました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「ガス事業会計規則」から「会社計算規則」に基づく計算書類への変更)

「注記事項 (2. 会計方針の変更に関する注記)」に記載のとおり、2022年4月1日より、当社はガス事業会計規則に定める一般ガス導管事業者には該当しなくなりました。これに伴い、当社の計算書類は、前期まで「ガス事業会計規則」に基づいて作成してきましたが、当期より「会社計算規則」に基づいて作成しています。主な変更内容は以下のとおりです。

(1) 貸借対照表関係

①前期は、固定性配列法を採用していましたが、当期より流動性配列法を採用しています。

②前期は、「有形固定資産」を機能別に区分掲記していましたが、当期より「有形固定資産」を形態別に区分掲記しています。

(2) 損益計算書関係

①前期は、ガス事業で生じた売上高をガス事業売上高、ガス事業に付随して生じた営業上の雑収益を営業雑収益、ガス事業に付随して生じた営業上の附帯事業に関連する収益を附帯事業収益として表示していましたが、当期より「売上高」として合算して表示しています。

②前期は、ガス事業で生じた原価を売上原価として表示しておりましたが、当期よりガス事業で生じた原価と合わせ、ガス事業に付随して生じた営業上の雑費用及び附帯事業に関連する費用のうち、原価に相当する費用を「売上原価」として合算して表示しています。

③前期は、ガス事業にて生じた売上原価以外の費用を供給販売費及び一般管理費として表示しておりましたが、当期より、ガス事業に付随して生じた営業上の雑費用及び附帯事業に関連する費用のうち、販売費及び一般管理費に相当する費用を「販売費及び一般管理費」に合算して表示しています。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①当期の計算書類に計上した金額

関係会社株式	647,502百万円
関係会社株式評価損	11,953百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

上記資産のうち、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があるとは判断された銘柄を除き、実質価額まで評価損を計上しています。

(ロ) 主要な仮定

実質価額が投資額に対して著しく低下している関係会社株式の回復可能性の有無は、各関係会社の経営環境などの外部要因に関する情報や各関係会社が用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、判断しています。当該判断には、売上高に影響する販売量、市場価格等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通しを用いています。

(ハ) 翌期の計算書類に与える影響

上記の判断は合理的なものであると認識していますが、予測不能な前提条件の変化などにより見通しが変化した場合には、評価損が発生する可能性があります。

(2) 棚卸資産（原料）の評価

①当期の計算書類に計上した金額 104,817百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(3) 退職給付引当金の算定

①当期の計算書類に計上した金額 58,633百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(4) 都市ガス販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の計算書類に計上した金額

売上高 1,607,266百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(5) 電力販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の計算書類に計上した金額

売上高 815,643百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

その他の流動資産	4,234百万円
投資有価証券	4百万円
長期貸付金	19百万円
(担保に係る債務の金額)	—

(主にデリバティブ取引に係る
差入保証金)

) (当社が出資する会社等の借入
金の担保に供しています。)

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額

732,965百万円

(3) 保証債務等

保証債務	70,259百万円
------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	177,409百万円
短期金銭債務	312,697百万円
長期金銭債権	632,455百万円
長期金銭債務	3,361百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	638,228百万円
仕入高	886,357百万円
営業取引以外の取引高	17,357百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数

1,455,205株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	関係会社株式及び投資有価証券、退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

10. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
東京ガスネットワーク(株)	所有 直接100.0	子会社	会社分割に伴う出資(注1)	173,449	—	—
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有 間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証(注2)	11,125	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社導管部門の法的分離に伴い、東京ガスネットワーク(株)に1株につき13,733円出資したものです。

(注2)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しています。

11. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	2,288円23銭
一株当たり当期純利益	472円54銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2023年4月26日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりです。

・取得する株式の種類	当社普通株式
・取得する株式の総数	5,300万株(上限;発行済株式総数に対する割合 12.2%)
・株式の取得価額の総額	113,000百万円(上限)
・取得する期間	2023年5月8日から2024年3月31日まで

13. その他の注記

(1) 東京ガスネットワーク(株)への会社分割（吸収分割）
連結計算書類に記載のとおりです。

(2) 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。また、執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入することを別途決定しています（以下、両方の株式報酬制度を合わせて「本制度」、取締役、執行役及び執行役員を総称して「役員等」という。）。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各役員等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役員等に対して交付される、信託型の株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間在任する役員等に対して行います。なお、役員等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員等の退任時です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前期末460百万円、223,800株、当期末449百万円、218,500株です。

(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。